

青森市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 支援法人に求める業務について

青森市では、法第24条に規定する業務のうち、市の空き家等対策の取り組みを補完する役割として、次の業務を求めます。

支援法人が担う業務として、（1）は必須とし、（2）から（6）までについては任意で実施していただきます。

- （1） 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- （2） 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- （3） 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- （4） 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- （5） 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

3 支援法人の指定

- （1） 指定する支援法人の数：定めない
- （2） 指定の期間：指定の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日まで

4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

5 申請について

次の申請書に関係書類を添えて、ご提出ください。

- （1） 申請書
空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）
- （2） 関係書類
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - キ 申請日までの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
（法人のウェブサイト、会報、パンフレット等含む）
 - ク 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
（関係する行政機関や民間団体、専門家、事業者等との連携・調整の状況含む）
 - ケ 国税及び地方税に係る納税証明書
 - コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

サ その他市長が必要と認める書類

6 指定の通知

申請の結果は、申請後概ね30日以内に文書で通知します。

7 留意事項

申請にあたっては、法、要綱を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しません。

8 問合せ及び書類等提出先

青森市都市整備部住宅政策課 住宅政策推進Ｔ

〒030-0801

青森市新町一丁目3-7 駅前庁舎3階

電話：017-734-2385